

# 新しく入学した留学生のみなさんへのお知らせ



しゅつにゆうこくざいりゆうかんにちよう  
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 生活のルール・習慣について

- 日本で安心して生活するためには、ごみを捨てる時や電車に乗るときなど、日本のルールを守ります。
- 特にアパートやマンションではうるさい音や声を出してはいけません。

詳しく知りたいときは、出入国在留管理庁ホームページ「外国人生活支援ポータルサイト」の「生活・仕事ガイドブック」をご覧ください。



[http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plain\\_japanese.html](http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plain_japanese.html)

## アルバイトについて

**アルバイトは1週間に28時間までできます。**  
(夏休みなどのときは1日8時間までできます。)

- 留学生が日本でアルバイトするためには、資格外活動許可をもらいます。
- 資格外活動許可をもらえば、1週間に28時間までアルバイトができます。夏休みなど学校が長い期間休みのときは1日8時間までアルバイトができます。
- アルバイトをしている場所を、学校に教えてください。
- 資格外活動許可を持っていないときは、新しい在留資格をもらうことができないことがあります。

## 大学卒業後に日本で働きたい人は

- 大学卒業後に日本で働きたい人は、日本で仕事を探すときのルールは自分の国と違う場合があるので、しっかり確認して準備することが大事です。
- 大学1年生や2年生のときから学校のキャリアセンターに相談してください。

## 困ったことがあったら

- 日本での生活について困ったことがあったら、相談窓口にご相談できます。
- どこに相談したら良いかわからない場合は、住んでいる地域の役所の相談窓口にご相談してください。

※裏のページの相談窓口の連絡先を見てください。

# 日本に住んでいる人の義務について

## 国民健康保険

- ・けがや病気で病院に行ったときのために、みんなでお金を払います。病院に行ったときに自分で払うお金が少なくなります。
- ・自分が住んでいる町の役所で申し込みます。

## 国民年金

- ・年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや、病気やけがで体などに障害が出たときなどに、生活のためにお金をもらうことができます。
- ・自分が住んでいる町の役所で申し込みます。
- ・生活のためのお金が足りなくて年金のお金を払うことができない人は、払わなくていいこともあります。

## 税金

- ・留学生の人でもアルバイトしたときや買い物をしたときには税金を払います。
- ・2つ以上の会社でアルバイトした人は、住んでいる町の税務署で税金を払う手続きをします。
- ・国へ帰るまでに税金を払うことができないときは、あなたの代わりに払う人を決めて、帰る前に住んでいる町の税務署と役所に知らせます。

# 相談窓口の連絡先について

## 住んでいる地域の役所の相談窓口

日本での暮らしについて、あなたが住んでいる地域の役所に相談できます。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



## 困ったときの相談窓口

困ったことがあったときに無料で相談できる公的機関の窓口です。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004234.pdf>



## 外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)

日本での暮らしについて色々な相談ができます。

TEL : 0570-011000

<http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



## 外国人在留総合インフォメーションセンター

入管の手続きなどの相談ができます。

TEL : 0570-013904

<http://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

